

# 3

## 香川県福祉のまちづくり条例施行規則の概要

香川県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年香川県規則第54号）は、香川県福祉のまちづくり条例の規定に基づき、及び同条例を実施するため、必要な事項を定めています。（第1条）

### 公共的施設（第2条）

建築物、公共交通機関の施設、道路、公園及び建築物以外の路外駐車場について、公共的施設の範囲を具体的に規定しています。（別表第1）

### 公共輸送車両等（第3条）

旅客車、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び一般旅客定期航路事業の用に供する船舶を公共輸送車両等としています。

### 整備基準（第4条）

公共的施設の整備基準を定めています。（別表第2）

### 適合証の交付の請求等（第5条）

公共的施設が整備基準に適合していることを証する適合証の交付の請求手続及びその交付の方法について定めています。

### 特定施設（第6条）

公共的施設のうち、一定規模以上の用途面積等を有するものを、新築等の届出を要する特定施設としています。

### 届出（第7条～第10条）

特定施設の新築等の内容の届出及び工事完了の届出等の手続について定めています。

### 適合状況の報告及び改善計画書の提出（第11条・第12条）

特定施設の整備状況への適合状況の報告及び特定施設を整備基準に適合させるための改善計画書の提出の手続について定めています。

### 公表（第13条）

勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときの公表は、香川県報による公告その他知事が適当と認める方法により行うものとしています。

### 身分証明書（第14条）

立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定めています。

### 条例第22条第1項の規則で定める者（第15条）

法令により建築基準法第18条の規定の適用について国、都道府県又は市町村とみなされる法人等を、条例の適用につき特例を規定する国等としています。

### 国等の通知（第16条）

国等が行う特定施設の新築等の通知の手続について定めています。

### 書面のファクシミリ装置・電子メールによる提出（17条・18条）

工事完了届出書、整備基準適合状況報告書のファクシミリ装置及び電子メールによる提出について定めています。